平成２０年１月１０日

法制審議会
少年法（犯罪被害者関係）部会　御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事　○　○　○　○

要綱（骨子）に対する意見書

第一　被害者等による少年審判の傍聴

一　対象犯罪

【結論】

概ね賛成である。

但し、対象犯罪として、傷害を、生命に重大な危険を生じさせた場合に限定すべきではない。生命に危険が及ばなくても重大な傷害を負わせた場合には含まれるものとすべきである。また、強姦事件及び重大な強制わいせつ事件も対象とすべきである。

さらに、傍聴の方法として、被害者代理人弁護士による代理傍聴、モニターによる傍聴も認められるべきである。

【理由】

わが国の刑事司法は、被疑者、被告人の権利のみを考え、被害者等を手続から排除してきた。これが犯罪被害者等に耐え難い苦痛を与えてきたのである。犯罪被害者等本法はこのことを深く反省し、被害者等の尊厳を重んずるとともに、刑事司法は公の秩序維持のためばかりでなく、犯罪被害者等のためにもなければならないとして、犯罪被害者等の刑事手続への参加の機会の拡大を謳い（同法１８条及び犯罪被害者等基本計画）、このことは、成人の刑事事件に限らず、少年保護事件であっても何ら変わりはないとしたのである（犯罪被害者等基本計画）。

従来少年法は、加害少年の健全育成のみを考え、被害者等のことを一切考慮しなかった。２０００年改正前であるが、事件のことを聞きに家庭裁判所を訪れた被害者に対して「ここは加害少年の保護を目的とするところで、被害者の来るところではない」といって追い返すことが平気で行われていた。犯罪被害者等基本法の制定により、刑事訴訟法が質的に変化して被害者参加制度が生ま

れたように、少年法もまた、同法によって質的に変ったのである。加害少年の健全育成を考えると同時に、被害に苦しむ被害者等の尊厳、権利利益も考慮しなければならない。

犯罪に遭った者が、何故、誰から、どうして被害にあったのか、加害少年がどういう処分を受けるのか、この目で確かめ、知りたいと思うのは当然の人情であり、知る権利を持っている。そのために審判傍聴を望むのである。傍聴は、被害者等の権利である。従って傍聴の制限は、少年保護事件の特殊性から自制したのであると考えるべきである。傍聴権はないのだが恩恵的に与えて貰ったのだ、と解すべきではない。

少年法は、有効に機能してきたという論者もいるが、少年法の運用が被害者等の犠牲の上に立ってきたことを思えば、決して有効に機能してきたと言うことはできない。被害者等の痛切な声が世間に浸透しなかったから、少年法はうまくいっていると思っていたにすぎないのである。基本計画でも言うように、少年事件の被害者を含めた犯罪被害者等の意見・要望を踏まえて検討を行い、制度設計をすることが大切である。

傍聴反対論者のもっとも大きな理由は、被害者等が出席すると加害少年が萎縮して自由な意見表明ができなくなるおそれがあるという点にある。萎縮するかどうか検証されていないのだが、仮にそのおそれがあるとしても、加害少年が萎縮する理由を考えてみる必要がある。萎縮するとすれば、それは加害少年が内心において非を認めているからではないか。そうだとすれば、それは加害少年の反省の第一歩であり、教育的効果があるといわなければならない。萎縮して嘘が言えなくなるとしたら、それは結構なことである。

加害少年は一人ひとり年齢も性格も考え方も違うから、全員萎縮するとは限らない。被害者等の前できちんと弁明したいと希望する者もいるであろう。一律に萎縮のおそれがあるということは、誤りである。

また加害少年が萎縮するとすれば、その少年を励まし、フォローするのが裁判官や付添人の役目である。あ

萎縮によってどうしても審判ができないときは、傍聴をさせない措置をとることも可能である。

対象犯罪として、傷害の場合、生命に重大な危険を生じさせるときに限定するのは狭きに過ぎる。生命に危険が及ばなくても、重篤な後遺障害に苦しむ被害者も多数存在するし、さらに強姦や重大な強制わいせつにより耐え難い精神的苦痛を受けている被害者もいる。そうした人たちにも、傍聴を認めるべきである。

次に、要綱（骨子）第一・一では、いわゆる触法少年に関する事件についても傍聴の対象に含めているが、賛成である。被害者等にとっては、加害者が触

法少年であっても、審判の成り行きと結果をこの目で確かめたい要望に変わりはない。

傍聴の方法について要綱骨子には定めはないが、被害者等の代理人弁護士による代理傍聴及びモニターによる傍聴も、被害者等の選択により認められるべきと考える。審判の成り行きを見守りたいが、加害少年と直接顔を合わせることに嫌悪感や恐怖感を感じる被害者等も少なくなく、こうした被害者等の心情に配慮すれば、代理傍聴や別室でのモニター等を利用した傍聴を認める必要がある。

二　審判傍聴を行う際の被害者等に対する付き添い

【結論】

賛成である。

三　情報漏示の禁止

【結論】

賛成である。

第二　被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

【結論】

賛成である。

第三　被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大

【結論】

賛成である。

第四　成人の刑事事件の管轄の移管等

【結論】

賛成である。